

北九州市フードドライブ物品貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食品ロス削減の取組として、フードドライブ（家庭に眠っている食品を集め、福祉団体や施設、フードバンクなどに提供する活動をいう。以下同じ。）の実施に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出を行い、フードドライブの実施の支援を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要領による物品の貸出しの対象者は、市内でフードドライブを実施しようとする法人又は団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する法人又は団体は、貸出しの対象としない。

(貸出物品)

第3条 物品の貸出は、次に掲げるものを在庫の範囲内で貸し出すことにより行うものとする。

- (1) 食品回収コンテナ 2個まで
- (2) バナーまたはのぼり 1組まで
- (3) 受付用テーブルクロス 1枚まで

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1カ月以内で環境局長（以下「局長」という。）が認めた期間とする。ただし、局長が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(貸出料)

第5条 貸出料は、無料とする。

(貸出の申請)

第6条 貸出を希望する者は、食品を回収する日の2週間前までに、フードドライブ物品貸出申請書（様式第1号）を局長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第7条 局長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、フードドライブ物品貸出決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸出方法)

第8条 前条の貸出の決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、局長が指定する場所において、物品の貸出を受けるものとする。

(返却方法)

第9条 使用者は、フードドライブ実施後、1週間以内に、フードドライブ実施報告書(様式第3号)を提出するとともに、市が指定する場所に物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品の形状を変え、または改造しないこと。
- (3) 物品を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (4) 回収した食品はフードバンク団体等へ無償で提供すること。

(貸出決定の取消)

第11条 局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出の決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 使用者は、物品が破損又は紛失したときは、直ちに局長に報告するとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によるときは、この限りではない。

(北九州市の免責)

第13条 市は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、物品の貸出しに関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月18日から施行する。